

令和 8 年度 第 2 回 高崎市障害者支援協議会 定例会議事録

1. 会議概要

令和 8 年度第 2 回定例会を以下の通り開催した。

- 開催日時：令和 8 年 8 月 24 日（月） 午後 14 時 00 分～
- 場所：高崎市総合保健センター 4 階 第 4 会議室
- 出席者
 - 会長（議長）：丸橋 道代（さわらび相談支援センター）
 - 委員：
 - 齋藤 章一（医療法人 群馬会）
 - 関根 安子（社会福祉法人 ゆずりは会）
 - 堤 慶太（社会福祉法人 二之沢愛育会）
 - 黛 俊子（特定非営利活動法人 ノア）
 - 安田 剛治（社会福祉法人 ぐんぐん）
 - 飯田 エミ子（相談支援事業所シンシア）
 - 大竹 京子（あい相談支援事業所）
 - 坂本 香織（相談支援事業所ほっと）
 - 白石 律子（相談支援事業所くらりす）
 - 事務局（高崎市障害福祉課）：
 - 小金澤 利恵（障害福祉課長）
 - 飯野 和男（相談支援担当 課長補佐）
 - 水出 真理子（相談支援担当）
 - 情野 裕之（相談支援担当 ／ 司会進行）
 - 小林 克美（相談支援担当）

2. 議事内容

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題（1）個別事例への支援のあり方に関する協議

- ①課題報告シート 1：重度知的障害・自閉症者の健康診断における費用負担と受診機会の課題
- ②課題報告シート 2：生活介護事業所による一方的な利用終了通知とコンプライアンス問題
- ③課題報告シート 3：8050/9060 世帯の未支援引きこもり世帯への介入と地域生活支援拠点の役割
- ④課題報告シート 4：記憶障害本人と認知症高齢両親世帯における虐待懸念、意思決定支援、後見制度

4. その他

5. 閉会

3. 議事の経過と発言要旨

3.1 開会および挨拶

本会議の冒頭、事務局の情野氏が進行を務め、定例会の開会を宣言した。事務局は、本協議会を単なる報告の場ではなく、現場の課題を市政の施策へと昇華させる戦略的なプラットフォームとして位置づけており、継続的な協議を通じた地域支援体制の可視化を主導している。

続いて、小金澤障害福祉課長より挨拶が述べられた。要旨は以下の通り。

- 第1回定例会に引き続き出席している委員への謝辞、および今回より出席する委員への歓迎。
- 前回同様、現場の実情に即した多角的な視点による活発な議論の要請。
- 複雑化・多様化する障害福祉の諸課題に対し、本協議会が果たすべき役割の重要性。

挨拶に続き、速やかに議事進行の決定プロセスへと移行した。

3.2 議事進行の決定

高崎市障害者支援協議会設置要綱に基づき、丸橋会長が議長を務め、以降の議事進行を担うこととなった。

3.3 議題(1) 個別事例への支援のあり方に関する協議

本セッションでは、相談支援の現場から報告された4つの個別事例を検討した。これらの事例は、現行制度の「狭間」を照射するセンサーとしての役割を果たしており、個別の困難を地域全体の課題として一般化した上で、各専門部会へと戦略的に振り分け、具体的な解決策を模索することを目的とする。

【課題報告シート 1】 重度知的障害・自閉症者の健康診断における費用負担と受診機会の課題

- **事例概要：**30歳代女性（療育手帳A1、区分5）。持病はないが、過去の受診時にパニック等の混乱が生じた経験から、家族が「地域医療機関への多大な迷惑」を懸念し、受診そのものを回避する傾向にある。母親が障害特性に配慮した「国立のぞみの園」での健診を希望したが、実費負担が約1万円発生することが判明。高崎市の「はつらつ健診（集団健診）」が無料または低額であることと比較し、経済的負担の格差が健康維持の機会を著しく阻害している。
- **地域課題・検討を要する事項：**
 1. 受診機会の公平性の確保と、病院受入体制とのミスマッチの解消
 2. 障害特性に応じた合理的配慮に基づく医療体制の整備
 3. 訪問型健診や巡回健診など、アウトリーチ型受診形態の検討
- **主な意見・討議内容：**
 - **委員：**39歳までの市民健診は「集団健診」が原則であり、環境変化に過敏な重度知的障害者には極めてハードルが高い。これが事実上の「制度的な受診機会の喪失」を招いている。40歳以降の個別健診へと移行する前の段階で、適切な受診機会が保障されていない。
 - **委員：**実費負担1万円の格差は、当該世帯の受診動機を著しく減退させる。インフルエンザ予防接種における集団感染防止の観点からの助成事例を鑑みれば、健診においても公的支援の枠組みを再考すべきではないか。
 - **委員：**訪問診療や巡回歯科検診の成功事例をモデルとし、医療機関側が障害者の特性に歩み寄る体制が不可欠だ。現状の硬直的な健診体制は、障害者の健康権の享受を露呈した形で妨げている。

- **まとめおよび専門部会への振り分け：**

事務局より、過去に作成された「障害者診療可能医療機関リスト」の更新と、実態に即した情報共有の必要性が示された。本課題は、受診機会の確保と環境整備を検討するため、「生活支援部会」への継続協議を決定した。

【課題報告シート 2】生活介護事業所による一方的な利用終了通知とコンプライアンス問題

- **事例概要：**37歳女性（療育手帳A1）。生活介護を利用中、他利用者への「他害の可能性」を理由に、事業所から2週間後という短期間での利用終了を電話で一方的に通告された。契約条項に定められた「30日前の予告期間」や「理由を明記した文書提示」という解約プロセスが完全に不履行であり、信義則に反する対応によって家族と相談支援専門員が窮地に立たされた。

- **地域課題・検討を要する事項：**

1. 契約条項に基づく解約プロセスの不履行および一方的なサービス提供拒否の禁止
2. 障害者総合支援法に基づく「提供困難時の代替事業所調整義務」の不履行
3. 事業所・相談支援専門員に対する法令遵守（コンプライアンス）の徹底

- **主な意見・討議内容：**

- **委員：**ヘルパー事業所等でも人員不足を理由にした急な利用拒否が散見される。提供困難時には代替先を確保する責務があるにもかかわらず、その調整を相談支援専門員に丸投げする行為は、事業者の責務放棄に他ならない。
- **委員：**10年以上前の事例でも同様の即日解約が発生しており、現場の認識不足は根深い。他害等の行動障害を理由とした排除は、福祉事業所としての専門性の欠如を露呈させている。
- **委員：**契約終了に至るまでには、限界設定の共有や他機関を交えた段階的な合意形成が不可欠だ。事業所側の受け入れの覚悟とルールの無知が、利用者の生活を破壊するインパクトを与えている。

- **まとめおよび専門部会への振り分け：**

事務局より、実地指導を通じたルールの周知徹底と、権利擁護の観点からの具体的な指導強化のアクションプランが示された。本課題は、適正な契約運用と利用者の権利を保護するため、「権利擁護部会」への振り分けを決定した。

【課題報告シート 3】8050/9060世帯の未支援引きこもり世帯への介入と地域生活支援拠点の役割

- **事例概要：**61歳男性（引きこもり）と94歳の父の二人暮らし。母亡き後、父が家事や金銭管理を一手に担い、社会から隔離された状態で生活してきたが、父の介護申請を機に事態が露呈した。親子ともに現状への「慣れ」から危機感が薄いのが、親の急病や他界による生活破綻が目前に迫っている。

- **地域課題・検討を要する事項：**

1. 介護・障害・医療のセクターを越えた多機関連携によるアウトリーチ体制の構築
2. 「地域生活支援拠点」における、緊急事態前の「慣らし利用」の促進
3. 他分野（介護保険等）の支援者に対する、拠点事業の周知不足の解消

- **主な意見・討議内容：**

- **委員：**介護分野からの相談で障害者が発見されるケースは典型だが、両分野の連携は依然として脆弱だ。特に親の強い使命感が介入を拒む障壁となっており、医療を巻き込んだ粘り強いアプローチが不可欠である。
- **委員：**緊急事態が発生してからでは、医療的ケアの対応可否等のミスマッチが露呈し、受け入れが困難になる。平時からの見学・体験利用が鍵だが、受け入れ側の体制整備という課題も浮き彫りになっている。
- **委員：**地域生活支援拠点の機能を具体的にイメージできるパンフレットの作成など、家族や他分野の支援者がいざという時の選択肢として認識できる周知活動が必要だ。

- **まとめおよび専門部会への振り分け：**

事務局より、介護・医療との連携ルートの再構築と、拠点事業の周知強化に向けた具体的なアクション（パンフレット作成等）の方向性が示された。本課題は、「地域生活支援拠点部会」において、緊急時の受け入れと平時の繋ぎ込みを議論することとした。

【課題報告シート 4】記憶障害本人と認知症高齢両親世帯における虐待懸念、意思決定支援、後見制度

- **事例概要：**60代本人（記憶障害）と80代両親の世帯。ヘルパー利用を希望する本人に対し、認知症の疑いがある母親が激しい拒否と暴言を繰り返している。本人は記憶障害のため、母親の暴言を内面化し、自己否定感に陥るなど、適切な意思決定が著しく困難な状況にある。

- **地域課題・検討を要する事項：**

1. 唯一の外部協力者であるキーパーソン（娘）の支援限界と休息（レスパイト）
2. 認知症・記憶障害下における本人の意思を尊重した意思決定支援のあり方
3. 成年後見制度のハードルを補完する「身近な代理・支援サービス」の検討

- **主な意見・討議内容：**

- **委員：**成年後見制度は、手続きの煩雑さや心理的・経済的負担が壁となり、利用が停滞している。特に親が拒否している状況では、申請プロセスの初動さえ困難なのが実態だ。
- **委員：**家族間の対話だけでは解決しない。第三者が介入し、本人と家族双方のメリットを解きほぐす意思決定支援のプロセスを標準化すべきである。

- **委員**：後見制度の前段階として、日常生活自立支援事業などの活用や、担い手不足の解消に向けた地域ぐるみの支援体制が急務である。虐待の予兆を見逃さない介入の仕組みも不可欠だ。
- **まとめおよび専門部会への振り分け**：

事務局より、虐待防止の視点を含む介入と、制度利用の心理的・手続的ハードルを下げるための検討の必要性が示された。本課題は、「権利擁護部会」において、意思決定支援と後見制度の活用について深く掘り下げることとした。

4.5 その他および閉会

全 4 事例の協議を終え、丸橋会長より総括がなされた。

事務局からは、特に追加議題がないことが確認され、本日の定例会を終了した。

以上、令和 8 年度第 2 回高崎市障害者支援協議会定例会の議事録とする。